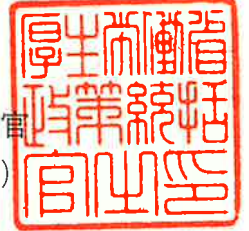




政統発 0528 第 1 号
令和 8 年 5 月 28 日

公益社団法人
日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 8 年医療施設静態調査の協力依頼について

医療施設調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、全国の医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し医療行政の基礎資料を得るために、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として 3 年ごとに実施するものです。

本年は別添「令和 8 年医療施設静態調査の概要」のとおり、都道府県等を通じて実施することといたしますので、引き続き貴協会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

特に、オンライン調査については医療施設の負担軽減が見込まれますことから、引き続き、一層のオンライン調査の利用促進に御配慮いただけますと幸甚です。

また、貴協会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

令和8年医療施設静態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象

令和8年10月1日午前零時現在において、医療法に基づき開設の許可又は届出を行っているすべての医療施設。

※ 医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、保健所及びオンライン診療受診施設は除く。

3 調査の期日

令和8年10月1日（木）とする。

4 調査事項

施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急医療体制の状況、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入する方式による。

政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査票による提出、又は紙媒体による提出とする。

6 調査の系統

厚生労働省 ———— 都道府県 ———— 保健所 ———— 医療施設
└───────────┬───────────┘
保健所を設置する市
特 別 区

7 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において行い、結果は集計後すみやかに公表する。